

応募多数のため、さらに大きい部屋に変更!

職務発明規定変更及び 相当対価算定の法律実務 ～ 改正条文案解説と実務対策 ～

日時
平成27年7月10日(金)
10:00～16:10(開場9:30)

注目を集めていた特許法35条の改正ですが、先般、特許法35条の改正条文案が公表されました。しかし、この条文案は極めて技術的であり、その解釈は容易ではありません。そこで、本セミナーにおいては、改正経緯等を踏まえて、改正条文案についての現時点での講師の見解を明らかにします。

その上で、改正法の実務への影響他、職務発明の変更手続について検討し、さらに、退職者・出向者の取扱い等特別な問題についても解説します。

加えて、職務発明規定のチェックポイントに触れるとともに、改正法を踏まえた職務発明規定案についても検討します。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師: 法律事務所フラッグ 弁護士・弁理士 高橋 淳 氏

参加料: 各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所:
銀座会議室(三丁目)2階A室
東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務 アジェンダ

1. 現行特許法35条の内容及び制定経緯
2. 改正条文案の解説
3. 実務への影響(実績補償方式から一括払い方式へ)
4. 職務発明規定の変更手続
5. 退職者・出向者の取扱い等特別な問題
6. 職務発明規定のチェックポイント

最新のセミナー情報がご覧になれます
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索



最新のセミナー情報等を発信しています。是非、フォロー&リツイートお願いします。

「職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務」参加申込書 (H27.7.10開催)

ご所属名・部課名	電話
	FAX
ご住所 〒	
参加者	
お名前	E-mail
お名前	E-mail
お名前	E-mail
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。